

1 議事日程

〔令和5年太宰府市議会 総務文教常任委員会〕

令和5年3月6日

午前10時00分

於 全員協議会室

- 日程第1 議案第4号 太宰府市附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例について
日程第2 議案第5号 太宰府市個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について
日程第3 議案第6号 太宰府市情報公開・個人情報保護審査会条例の制定について
日程第4 議案第7号 太宰府市情報公開・個人情報保護審議会条例の制定について
日程第5 議案第8号 太宰府市公文書館条例の一部を改正する条例について

2 出席委員は次のとおりである（6名）

委員長	陶山良尚	議員	副委員長	神武綾	議員
委員	堺剛	議員	委員	徳永洋介	議員
〃	馬場礼子	議員	〃	タコスキッド	議員

3 欠席委員は次のとおりである

なし

4 太宰府市議会委員会条例第18条により説明のため出席した者の職氏名（21名）

総務部長	山浦剛志	教育部長	中山和彦
総務部経営 企画担当理事	村田誠英	兼文化学習課長	
議会事務局長	木村幸代志	教育部理事	堀浩二
選挙管理委員会事 務局長（総務課長）	佐藤政吾	教育部理事	藤井泰人
総務課秘書担当課長兼経営企画課広聴 広報担当課長兼シティプロモーション担当課長	杉山知大	社会教育課長	添田邦彦
経営企画課長	轟貴之	社会教育課教育 施設整備担当課長	福田久博
文書情報課長	高原寿子	学校教育課長	鳥飼太
管財課長	堀修一朗	文化財課長	中島恒次郎
スポーツ課長	大石敬介	防災安全課長	竹崎雄一郎
監査委員事務局長	木村昌春	地域コミュニティ課長	宮崎征二
議事課長	花田敏浩	会計課長	添田朱美

5 職務のため委員会に出席した事務局職員の職氏名（1名）

書記 井手梨紗子

開会 午前10時00分

~~~~~ ○ ~~~~~

○委員長（陶山良尚委員） おはようございます。

ただいまから総務文教常任委員会を開会します。

日程につきましては、お手元に配付しているとおりです。

それでは、議案の審査に入ります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 議案第4号 太宰府市附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例について

○委員長（陶山良尚委員） 日程第1、議案第4号「太宰府市附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例について」の当委員会所管分を議題とします。

執行部の説明を求めます。

文化財課長。

○文化財課長（中島恒次郎） では、議案第4号「太宰府市附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例について」ご説明いたします。

まず、1件目は、太宰府市文化財保存活用地域計画策定協議会を太宰府市文化財保存活用推進協議会へ変更するものです。

これは、昨年7月に文化庁認定を受けた太宰府市保存活用地域計画の策定のために設けた協議会を、計画を推進する上で必要な協議を行う機関とするため、条例の一部を改正するものです。本計画は、地域の歴史文化を将来につなぐため継続して取り組んでいく基本的措置、期限を定め、重点的かつ戦略的に実践する重点的措置を定めており、その進捗管理、評価などを行います。

2件目は、大宰府跡推定客館地区整備検討委員会を太宰府市史跡整備検討委員会へ変更するものです。

これは、西鉄二日市駅の北にある客館跡の整備を行うため設けた整備検討委員会を、客館跡に限定せず、市内の史跡整備を対象とする機関とするものです。本市には、指定、未指定にかかわらず、数多くの文化財と広大な史跡が存在します。地域社会の変化による文化財の消滅や散逸、史跡も整備地の老朽化や未整備地が多いといった課題もあります。一方で、令和2年度以降、進めております史跡地の先進的多用途活用を実践する上での整備の在り方も議論していくものです。

今回の提案は、これらを将来に伝えるための計画策定、事業推進の上で必要となる体制について、時宜に合わせて整備するものです。

よろしくご審査賜りますようお願い申し上げます。

以上です。

○委員長（陶山良尚委員） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

堺委員。

○委員（堺 剛委員） すみません。語句の説明だけお願いしたいんですけども、条例改正は分かりました。太宰府市文化財保存活用推進協議会のほうですけども、新しいところには推進等という、推進に関するではなくて、「等」というのが入っている。ここの意味合いが私にはよく分からなかったんですけども、このあたりはどういう捉え方をしたらよろしいのかをお示してください。

○委員長（陶山良尚委員） 文化財課長。

○文化財課長（中島恒次郎） これは、文化財保護法に規定されております法定協議会でありまして、計画の変更等も入っておりますので、それも含めまして「等」という言葉をつけさせていただいております。

以上です。

○委員長（陶山良尚委員） よろしいですか。

ほかにはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（陶山良尚委員） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（陶山良尚委員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第4号の当委員会所管分について原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

○委員長（陶山良尚委員） 全員挙手です。

よって、議案第4号「太宰府市附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例について」の当委員会所管分は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

〈原案可決 賛成5名、反対0名 午前10時03分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第2 議案第5号 太宰府市個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について

○委員長（陶山良尚委員） 日程第2、議案第5号「太宰府市個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について」を議題とします。

執行部の説明を求めます。

文書情報課長。

○文書情報課長（高原寿子） 議案第5号「太宰府市個人情報の保護に関する法律施行条例の制定

について」ご説明申し上げます。

本文は、議案書17ページから22ページまででございます。

最初に、今回の条例制定の背景についてご説明いたします。

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律が令和3年5月12日に成立し、同月19日に公布され、個人情報の保護に関する法律等についての改正が行われたところであります。

本改正の趣旨は、国や地方のデジタル業務改革の推進に伴い、公的部門で取り扱うデータの質、量的な拡大が不可避であることに対応するため、独立行政委員会である個人情報保護委員会が民間部門に加え、公的部門における個人情報の取扱いも一元的に監視監督する体制を確立するとともに、活発化する官民や地域の枠を超えたデータ利活用に対応するため、別個の法令による規律により生じてきた旧法制の不均衡、不整合を是正することを通じて、個人情報保護法がその目的とする個人情報の有用性に配慮した個人の権利利益の一層の保護を図ることとされております。

これまで地方公共団体が保有する個人情報につきましては、各地方公共団体の条例で規律され、それぞれの自治体において規律が異なる条例を制定しており、いわゆる2000個問題として指摘されておりました。改正個人情報保護法施行後は、全国の地方公共団体が保有する個人情報につきまして、個人情報の保護に関する法律で規律され、統一的に運用されることとなり、地方公共団体の条例で定めることとする委任事項のみ所要の規定の整備をする必要が生じ、本議会で上程させていただくことになりました。

また、現在これを規律する現行の太宰府市個人情報保護条例を廃止し、現行条例の廃止に伴う経過措置規定を設けるほか、現行条例を引用する関係条例の規定の整理をする必要がございましたことから、本条例において併せて改正案を上程させていただいております。

それでは、主な内容をご説明させていただきます。

第1条は趣旨規定で、議案書18ページでございます。

個人情報保護に関する目的規定につきましては、本条例の上位法令たる改正個人情報保護法において明記しておりますところ、同法の施行条例たる本条例におきましては、趣旨規定といたしております。

続きまして、第3条でございます。

改正個人情報保護法では、現行条例と同様に保有個人情報の開示請求に関する規定が設けられており、本条は、改正個人情報保護法における開示情報または不開示情報と、太宰府市情報公開条例における公開情報または非公開情報との間で整合性を確保するための規定でございます。

なお、太宰府市情報公開条例では、死者の情報も含めて個人情報は原則公開しないとしているため、個人情報保護法制の一元化により、情報公開請求において死者の情報が開示されることにはなりません。

続きまして、第4条でございます。

本条は、開示請求に係る手数料及び保有個人情報の写しの交付に要する費用について規定するものでございます。現行条例においては手数料を無料とし、写しの交付に要する費用については請求者の負担としてまいりました。開示請求につきましては、引き続き同様の取扱いとするものでございます。

続きまして、保有個人情報の開示決定等についてご説明いたします。

条文は第5条及び第6条、議案書は18、19ページでございます。

現行条例では、開示決定等は開示請求を受理した日の翌日から起算して14日以内にしなければならない旨を規定するとともに、事務処理上の困難、その他正当な理由があるときは、この期間を30日以内に限り延長することができる旨を規定してございます。開示期限につきましても、引き続き同様の取扱いとするものでございます。開示請求に係る保有個人情報が著しく大量であるため、延長してもなお、その全てについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、法と同様の特例規定を置くものでございます。

続きまして、保有個人情報の訂正請求についてご説明いたします。

条文は第7条、第8条でございます。

保有個人情報の訂正請求については、令和3年度、令和2年度の実績はなく、現行条例の期間を拡張する必然性はございませんので、現行条例の期間と同様に14日、延長の期限としても30日とするものでございます。訂正決定等に特に長期間を要すると認めるときは、法と同様の特例規定を置くものでございます。

続きまして、保有個人情報の利用停止決定等についてご説明いたします。

条文は第9条及び第10条、議案書20ページでございます。

改正個人情報保護法の利用停止決定等は、現行条例では目的外利用等中止決定等になりますが、目的外利用等中止請求があった日から14日以内にしなければならないと規定し、事務処理上の困難、その他正当な理由があるときは、この期間を30日以内に限り延長することができる旨を規定してございます。令和3年度、令和2年度実績はなく、現行条例の期間を拡張する必然性はございませんので、現行条例の期間と同様の取扱いとするものでございます。

また、改正個人情報保護法において利用停止決定等に特に長期間を要すると認めるときは、相当の期間内に利用停止決定等をすれば足りる旨、及びこの場合においては書面により理由等を通知しなければならない旨が規定されており、本条例においても同様の規定とするものでございます。

続きまして、第11条をご説明いたします。

本条は、太宰府市情報公開・個人情報保護審議会に諮問することができる場合を規定するものでございます。改正個人情報保護法第129条では、地方公共団体の機関は、条例の定めるところにより個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、審議会、その他の合議制の機関に諮問することができる規定

されておりまして、それを受けての規定でございます。

本文のご説明は以上となります。

続きまして、附則についてご説明いたします。

議案書21ページでございます。

附則第1条は、施行期日を定めるものでございます。

冒頭に申し上げましたとおり、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律により個人情報保護法は改正されたものでございまして、地方公共団体関係の規定については第51条により改正されました。この法律の施行はデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律附則第1条第7号に掲げる規定の施行の日からとなつてございますため、本条例においてもこれと同日に施行する必要がありますことから、このような表現で施行期日を規定させていただきました。施行日は令和5年4月1日を予定いたしております。

附則第2条は、本条例の施行に伴い、現行条例を廃止するものでございます。

附則第3条と第4条は、経過措置の規定でございます。

まず、附則第4条ですが、刑事訴訟法では、犯罪後の法令により刑が廃止されたときは罰することができないとされています。改正後の個人情報保護法にも罰則規定はありますが、改正法の施行期日である令和5年4月1日より前の事案に遡及適用することはできないことから、現行条例が廃止される前に起こった事案が現行条例の廃止後に発覚したような場合であっても、これらを処罰できるようにするための規定です。

附則第3条は、現行条例で死者の情報も保護すべき個人情報として収集していたことから、現行条例の廃止前に収集したものについては、現行条例廃止後であっても現行条例の罰則を適用して処罰できるようにするための規定と、現行条例廃止前に受け付けた諸申請を現行条例廃止後も処理するための規定です。

続きまして、附則第5条と第6条は、太宰府市個人情報保護条例を廃止することに伴い、論理必然的に改正の必要が生じる関係条例の規定の整理を行うものでございます。

附則第5条は、太宰府市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の一部改正でございます。

新旧対照表の3ページでございます。

太宰府市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例では、現行の個人情報保護条例で規定する適正管理措置に相当する内容を規定しています。改正個人情報保護法では、この適正管理措置に相当する内容が安全管理措置として規定されていることから、個人情報保護法制の一元化に伴い、太宰府市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例においても同法に則した内容に置き換えるものでございます。

附則第6条は、太宰府市自治基本条例の一部改正でございます。

新旧対照表の4ページでございます。

太宰府市自治基本条例第14条は、太宰府市における情報提供及び情報公開並びに個人情報の

保護について規定するものであり、同条第5項では、個人の権利及び利益を保護するため、議会及び市長等は市が保有する個人情報の保護についてルールに則して適正に取り扱う旨と個人情報の取扱いに際して他の保護すべき権利及び利益に十分配慮しなければならない旨を規定しておりますところ、規律するルールが現行条例から改正個人情報保護法になるため、規定する法令名を変更する必要があります。現行条例は市長等だけではなく議会を含め規律するものであるのに対し、改正個人情報保護法は規律対象から議会を除くこととされておりますことから、施行条例制定に伴う本改正では市長等についてのみ規定するものでございます。

説明は以上でございます。

○委員長（陶山良尚委員） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

徳永委員。

○委員（徳永洋介委員） すみません。全く詳しくないので。

個人情報というのは、生まれてから、もし亡くなった後もという、個人情報の期間というのはそういうことですかね。亡くなった後も財産の管理とか、そういう説明がありましたけれども。

○委員長（陶山良尚委員） 文書情報課長。

○文書情報課長（高原寿子） 現行条例では、亡くなった方の情報も含めて個人情報とさせていただいているところでございます。

○委員長（陶山良尚委員） 徳永委員。

○委員（徳永洋介委員） 地方から国が一括してという法律が変わって、例えば自衛隊の方とかがよく自治体に来られて、高校を卒業するような生徒の情報を写していくと。そういうときに、断る自治体もあったと思うんですよね。そういう太宰府市民の個人情報が国に上がるということなんですかね。

○委員長（陶山良尚委員） 文書情報課長。

○文書情報課長（高原寿子） あくまで本市が保有しております個人情報は、本市のほうで管理いたしますので、国が一括して吸い上げるようなことはございません。提供すべきものは、法律に基づいての提供ということになってまいります。

○委員長（陶山良尚委員） ほかにありませんか。

神武副委員長。

○副委員長（神武 綾委員） 第11条の審議会への諮問のところなんですけれども、これまで審議会について個人情報の提供について意見を聞くというふうなことがあったと思うんですけれども、今回の施行条例を制定するに当たって、何かこの審議会の取扱いの変更というのはあるんでしょうか。

○委員長（陶山良尚委員） 文書情報課長。

○文書情報課長（高原寿子） これまでも、一律に審議会に諮って提供していたものではございません。本人の同意がある場合や法令等で定められておるものにつきましては、提供をいたしてまいったところです。

○委員長（陶山良尚委員） 総務部経営企画担当理事。

○総務部経営企画担当理事（村田誠英） ちょっと補足説明をさせていただきます。

今文書情報課長からお話ししたのは、個人情報を提供する場合における審議会の関与のことでございます。例えば本人の同意があるときとか法令で定めがあるときとかは個人情報を提供することができるというふうに現行条例は書いておまして、提供できる場合の一つとして、どの条項にも当てはまらない極めて例外的な場合において提供できるかできないかよく分からないというときに審議会の意見を聞いて提供することができるという関与のことを、今文書情報課長のほうから説明したところでございます。

それ以外にも、審議会は法令上の役割がございまして、これはまた後ほど審議会条例を出しておりますのでそちらのほうでご説明しようと思っておりましたが、簡単に申しますと、今までは運用に関することについて意見を聞くことはできるとされておったんですけども、今回さらにその審議会の役割を拡大いたしまして、制度全般、市の権限に係ることは全部議論できるようにという形で改正しようと思っておりますが、いずれにしてもそのあたりのことは審議会条例のほうに規定するところでございます。

○委員長（陶山良尚委員） よろしいですか。

神武副委員長。

○副委員長（神武 綾委員） この施行条例制定に当たっていろいろ勉強はしたんですけども、今まで業務委託とか指定管理の業者に対して、コロナ関連で言えばワクチン接種だとか、それから給付金の給付についても委託先に情報を提供していたと思うんですけども、その場合はそういう審議会にかけたりとかはしていたんでしょうか。それか、それはもう提供したということで報告という形になっていたのか、そこら辺をお願いします。

○委員長（陶山良尚委員） 文書情報課長。

○文書情報課長（高原寿子） これまでのファイル登録票にも、委託業者の旨は書いてございました。それで、案件によりまして、法令に基づいて提供していい場合とかは審議会にかけるということではございませんので、ファイル登録票を修正したりとかというようなことは報告はいたしておりました。

○委員長（陶山良尚委員） 総務部経営企画担当理事。

○総務部経営企画担当理事（村田誠英） まず、重複するところもあるんですけども、現行条例上、委託業者に渡すということを事前に審議会に相談していたかということ、そういうことはございません。じゃあ、どのような関与があったかということですけども、現行条例で個人情報ファイル登録票というものがあまして、これの中にどのような情報の活用の仕方をしていくかということを書くところがございます。ここで、例えば委託業者とかにも渡しているとい



うことであればそういった旨のことが書かれておまして、このファイル登録票を審議会に報告しておったということをございまして、審議会にイエスとかノーとかというふうなことを言ってもらっておったとかということではございません。

○委員長（陶山良尚委員） 神武副委員長。

○副委員長（神武 綾委員） それについては、今までの取扱いと今回この法律が変わったとしても変わらないということよろしいですか。

○委員長（陶山良尚委員） 総務部経営企画担当理事。

○総務部経営企画担当理事（村田誠英） これまでは審議会にファイル登録票を報告しておりましたけれども、報告する主体が変わります。これから個人情報保護法で一元化された後は、個人情報保護法に基づいて個人情報ファイル登録簿という名前に変わります。これは国の個人情報保護委員会に報告することになっておりますので、実態としてはあまり変わりませんが、報告する先は変わってくるというところがございます。

○委員長（陶山良尚委員） よろしいですかね。

ほかにはありませんか。

徳永委員。

○委員（徳永洋介委員） 市民の方の不当な差別とか偏見というか、法令に定められてないような要配慮個人情報があつて、それが不正に漏えいしたとかそういった場合、市の対応とかは変わらずにできるんですかね。

○委員長（陶山良尚委員） 文書情報課長。

○文書情報課長（高原寿子） そもそも差別とかそういったことにつきましては、要配慮個人情報として規定するものがございます。ですので、漏えいとかはもちろん、そのみならず、全ての個人情報については当然私どもは法令にのっとってきちんと適正管理をしておるところです。万が一ですけれども、もし漏えいした場合は、個人情報保護委員会等への報告等は定められているところです。

○委員長（陶山良尚委員） 総務部経営企画担当理事。

○総務部経営企画担当理事（村田誠英） 再び申し訳ございません。

まず、現行条例でも、いわゆるセンシティブ情報というものについて収集制限がございました。これに相当するものとして、今高原課長からお話ししました改正個人情報保護法では、要配慮個人情報という定義がございます。これはどのようなものかと申しますと、大分説明が重複するんですけれども、この要配慮個人情報に当たるものは、法律に規定された場合を除き、本人の同意なく取得することができないということが書かれてございまして、従前とほぼ同じような規定が入っております。さらに、こういったものにつきましては、先ほど申しました個人情報ファイル登録簿というものにも、そういった情報を持っている場合は持っていることを書かなければならないということになっております。かつ、あまり想定しておりませんが、仮に情報漏えいが発生したおそれがあるといった場合は、直ちに個人情報保護委員会に届

け出なければならないという形で、むしろかなりその辺は手厚く対応するような形の改正法になっているというところでございます。

○委員長（陶山良尚委員） タコスキッド委員。

○委員（タコスキッド委員） 今回国が示しているものというのは、全国の自治体の個人情報の取扱いを画一化するという目的だと思うんですけども、一方で、地方自治体のほうが個人情報保護に関しては先進的に市民の方に近いところでやってきたと思うので、太宰府市で例えば国が定めている基準よりも先に行っていたんだけど、今回のことでちょっと後退したというような部分があれば教えてください。

○委員長（陶山良尚委員） 文書情報課長。

○文書情報課長（高原寿子） 定義といたしまして、今までは個人情報は先ほど述べました死者情報であったりとか、困難照合情報みたいなところが太宰府市個人情報保護条例には定められておりました。その辺は定義が変わりまして、国のほうには死者の情報や困難照合情報等は規定されてない、法定されてないということになってございます。

○委員長（陶山良尚委員） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（陶山良尚委員） それでは、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

神武副委員長。

○副委員長（神武 綾委員） この施行条例の基になる法律、個人情報保護法についての懸念がありますので、反対とさせていただきます。

○委員長（陶山良尚委員） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（陶山良尚委員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第5号について原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

（多数挙手）

○委員長（陶山良尚委員） 多数挙手です。

よって、議案第5号「太宰府市個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について」は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

〈原案可決 賛成4名、反対1名 午前10時27分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第3 議案第6号 太宰府市情報公開・個人情報保護審査会条例の制定について

○委員長（陶山良尚委員） 日程第3、議案第6号「太宰府市情報公開・個人情報保護審査会条例の制定について」を議題とします。

執行部の説明を求めます。

文書情報課長。

○文書情報課長（高原寿子） 議案第6号「太宰府市情報公開・個人情報保護審査会条例の制定について」ご説明申し上げます。

本文は、議案書23ページからでございます。

改正後の個人情報の保護に関する法律の規定により、開示決定等についての審査請求に対し、行政不服審査法の規定により諮問しなければならないとされており、地方公共団体に執行機関の附属機関としてこの機関を置くこととされています。本市が太宰府市附属機関の設置に関する条例に基づき設置しております現行の審査会では、個人情報や非公開情報を取り扱う場面が想定されておりますが、委員の守秘義務違反に対する罰則規定を設けておりません。守秘義務と守秘義務違反に対する罰則規定を設けることで、委員の適切な個人情報の取扱いを担保するため、新たに個別の設置条例を制定するものでございます。

それでは、主な内容についてご説明させていただきます。

24ページをご覧ください。

第2条からご説明いたします。

本条例で設置する審査会においては、現行の審査会と同様に、大別すると個人情報保護と情報公開に関する審査を行うこととなります。両者は異なる制度であり、それぞれの根拠規定を示しております。

続きまして、第3条は、審査会の委員数を規定し、第4条は、委員の資格、任免方法、任期、守秘義務、政治活動の制限等を規定するものでございます。

続きまして、第5条、議案書は25ページでございます。

本条は、審査会の会長及び会長代理を規定するものでございます。

第6条は、本条例の調査審議の手続に関する条文において用いられる重要な用語の定義を規定し、第7条は、審査会の調査権限について規定するものでございます。

第8条、議案書26ページでございます。

本条は、委員による調査手続を規定するものでございます。

第9条は、行政不服審査法において提出することができるとされている書類について、提出がなされた場合の取扱いを規定するものでございます。

第11条でございます。

本条は、冒頭に述べました審査会委員の守秘義務違反に対する罰則を規定するものでございます。

続きまして、附則についてご説明いたします。

議案書26、27ページをご覧ください。

附則第1条は、施行期日を定めるものでございます。

議案第5号でご説明申し上げましたことと同様でございます。令和5年4月1日からの施行

を予定いたしております。

附則第2条は、太宰府市附属機関設置に関する条例の一部改正を行うものでございます。

新旧対照表の5ページをご覧ください。

今回条例を制定するに当たり、附属機関の設置に関する条例の改正が必要となってまいります。新旧対照表改正案のとおり、本審査会名を削ることといたしております。

附則第3条は、経過措置でございます。

本条は、個人情報保護法制が一元化される4月1日をまたいで処理しなければならない審査請求にも対応できるよう、現在の審査会と同一性をもって存続するものとし、また委員、会長につきましても、引き続き審査会の委員として任命するための規定でございます。

附則第4条は、議案書28ページ、新旧対照表の6ページをご覧ください。

太宰府市情報公開条例の一部改正を行うもので、太宰府市附属機関設置に関する条例改正に伴い、整理を行うものでございます。

説明は以上でございます。

○委員長（陶山良尚委員） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（陶山良尚委員） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（陶山良尚委員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第6号について原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

（多数挙手）

○委員長（陶山良尚委員） 多数挙手です。

よって、議案第6号「太宰府市情報公開・個人情報保護審査会条例の制定について」は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

〈原案可決 賛成4名、反対1名 午前10時32分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第4 議案第7号 太宰府市情報公開・個人情報保護審議会条例の制定について

○委員長（陶山良尚委員） 日程第4、議案第7号「太宰府市情報公開・個人情報保護審議会条例の制定について」を議題とします。

執行部の説明を求めます。

文書情報課長。

○文書情報課長（高原寿子） 議案第7号「太宰府市情報公開・個人情報保護審議会条例の制定について」ご説明申し上げます。

議案書29ページからでございます。

改正後の個人情報の保護に関する法律第129条では、地方公共団体の機関は、条例で定めるところにより、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、審議会、その他の合議制の機関に諮問することができるとなっております。本市が太宰府市附属機関設置に関する条例に基づき設置しております現行の審議会は、委員の守秘義務違反に対する罰則規定を設けておりません。本市は、保有個人情報をシステム上で管理しておりますところ、審議会が個人情報の適正な取扱いの確保に係る調査審議を行うに当たり、保有個人情報のアクセス権限といった管理実態をはじめ、本市の情報セキュリティの一端を関知しなければならないことが想定され、このような場合においては秘密保持が求められますことから、委員の守秘義務や守秘義務違反に対する罰則規定を設けることで、意義ある調査審議が行われることを担保するため、個別の設置条例を制定するものでございます。

それでは、主な内容についてご説明させていただきます。

30ページをご覧ください。

第2条からご説明いたします。

本条は、本市に審議会を設置することを規定するものでございます。本条例で設置する審議会においては、現行の審議会と同様、大別すると個人情報保護と情報公開に関する審議を行うこととなります。両者は異なる制度であり、根拠規定を示しております。

第3条は、審議会の委員数を規定し、第4条は、委員の資格、任免方法、任期、守秘義務、政治活動の制限等を規定するものでございます。

第5条、議案書31ページをご覧ください。

本条は、審議会の会長及び会長代理を規定するものでございます。

第6条でございます。

本条は、本条例の調査審議において必要な資料の提出等を求めることができる旨を規定しております。

第8条でございます。

冒頭に述べました審議会委員の守秘義務違反に対する罰則を規定するものでございます。

続きまして、附則でございます。

附則第1条は、施行期日を定めるものでございます。

議案第5号、議案第6号でご説明申し上げましたことと同様でございます。令和5年4月1日からの施行を予定いたしております。

附則第2条は、太宰府市附属機関設置に関する条例の一部改正を行うものでございます。

新旧対照表の7ページをご覧ください。

議案第6号と同様、今回の条例を制定するに当たり、附属機関の設置に関する条例の改正が必要となってまいります。新旧対照表改正案のとおり、本審議会名を削ることといたしております。

附則第3条は、経過措置でございます。

本条は、本条例の施行日前においても審議会の委員の任命をすることができる旨の規定でございます。

説明は以上でございます。

○委員長（陶山良尚委員） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

神武副委員長。

○副委員長（神武 綾委員） 第2条の2号にある市の機関の諮問に応じて個人情報の保護に係る制度に関する重要事項について調査審議することというふうにあるんですけども、調査審議するその範囲というか、内容については、具体的にどのようなものが想定されるのかということを知りたいんですけども。

○委員長（陶山良尚委員） 総務部経営企画担当理事。

○総務部経営企画担当理事（村田誠英） 重要事項というふうに書いてございまして、これが具体的にどのような意味になるかということかと思っております。

まず、前段といたしまして、今の現行規則で審議会の所掌事務を書いておるんですけども、ここでは運営に関する重要事項というふうに書いてございます。これはどういうことかと言いますと、制度そのもののことは、前提としてその制度をどううまく運用していくかということに関して重要性が高いことを審議することという意味になってまいります。今回この運用に関するところを外しておりますので、制度だけではなく、運用、その両面について重要なことを議論するというところでございます。

冒頭課長の説明でも申し上げましたけれども、制度自体を変えていくという議論も当然ございますし、そもそも個人情報のほうを先ほどシステムで管理すると申し上げましたけれども、どの程度のセキュリティー度合いを設ければ個人情報の保護として適切なのかといったようなことも含めて議論をしていただく権限を今回付しておるところでございます。

○委員長（陶山良尚委員） 神武副委員長。

○副委員長（神武 綾委員） ということは、自治体でその運用について改正していくことも可能であるということにもなるのでしょうか。

○委員長（陶山良尚委員） 総務部経営企画担当理事。

○総務部経営企画担当理事（村田誠英） これは2号のところ、個人情報の保護のことは重要事項の後ろに括弧で市の機関の権限に属させられたものに限るというふうにしておりますので、市の裁量で決められることについては議論していただくとは思っておりますけれども、当然国

が決めることは議論することはかないませんので、市ができる範囲内で議論をしていただこう  
ということで書いてございますが、その内容は広くやっていただきたいと思っているところ  
でございます。

○委員長（陶山良尚委員） ほかにはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（陶山良尚委員） それでは、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（陶山良尚委員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第7号について原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

（多数挙手）

○委員長（陶山良尚委員） 多数挙手です。

よって、議案第7号「太宰府市情報公開・個人情報保護審議会条例の制定について」は原案  
のとおり可決すべきものと決定しました。

〈原案可決 賛成4名、反対1名 午前10時39分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第5 議案第8号 太宰府市公文書館条例の一部を改正する条例について

○委員長（陶山良尚委員） 日程第5、議案第8号「太宰府市公文書館条例の一部を改正する条例
について」を議題とします。

執行部の説明を求めます。

文書情報課長。

○文書情報課長（高原寿子） 議案第8号「太宰府市公文書館条例の一部を改正する条例につい
て」ご説明申し上げます。

資料は議案書33ページ、34ページ、条例改正新旧対照表8ページでございます。

今回の改正は、改正後の個人情報の保護に関する法律では、開示請求等の対象となる保有個人
情報について、地方公共団体の機関については地方公共団体等行政文書に記録されているもの
に限るとされており、その対象として政令で定めるものについて除外規定が設けられており
ます。この点、改正後の個人情報の保護に関する法律施行令では、公文書館等において歴史的
もしくは文化的な資料または学術研究用の資料として一定の方法により特別の管理がされてい
るものを地方公共団体等行政文書から除外する旨が規定されています。この規定を踏まえ、太
宰府市公文書館において利用制限をすることができる範囲を地方公共団体等行政文書から除外
する範囲と同一にするための改正を行うものです。

具体的には、第6条第2項部分をご覧ください。

第1号で、情報公開条例に規定する非公開情報が記録されていると認められている場合で、第2号で、一定の期間を公にしないことを条件に寄贈または寄託を受けているものであって、その期間が経過していない場合、第3号で、利用することにより原本の破損もしくは汚損を生じるおそれがある場合または原本が現に使用されている場合は、制限を行うことといたしております。

これらの改正を行いましたとしても、公文書館の利用については現在とおおむね同等の利用が行えるものと考えております。このほか、文言整理のための改正を行っております。

条例の施行日は令和5年4月1日からといたしております。

なお、今回の公文書館条例の改正につきましては、個人情報保護法制の一元化に伴い必然的に生じる改正にとどまらず、公文書館の利用範囲について政策判断を伴う改正内容であることから、個人情報保護法施行条例の附則による改正ではなく、別途一部改正条例を設けて提案させていただきます。

説明は以上でございます。

○委員長（陶山良尚委員） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（陶山良尚委員） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（陶山良尚委員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第8号について原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

○委員長（陶山良尚委員） 全員挙手です。

よって、議案第8号「太宰府市公文書館条例の一部を改正する条例について」は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

〈原案可決 賛成5名、反対0名 午前10時43分〉

○委員長（陶山良尚委員） 以上で当委員会に審査付託されました案件の審査は全て終了いたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

○委員長（陶山良尚委員） ここでお諮りします。

本会議における委員会の審査内容と結果の報告及び閉会中の委員派遣承認要求書の提出につきましては、委員長に一任願いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。



(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(陶山良尚委員) 異議なしと認め、委員会の審査内容と結果の報告、委員派遣承認要求書の提出につきましては、委員長に一任とすることに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

○委員長(陶山良尚委員) これをもちまして総務文教常任委員会を閉会いたします。

閉会 午前10時45分

~~~~~ ○ ~~~~~

太宰府市議会委員会条例第27条により、上記のとおり総務文教常任委員会の会議次第を書記に記録させ、その内容が正確であることを証するためここに署名します。

令和5年5月17日

総務文教常任委員会 委員長 陶 山 良 尚